

愛知県立大学教育研究審議会に設置する委員会に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、愛知県立大学法人教育研究審議会規程（以下「規程」という。）第8条の規定に基づき、愛知県立大学教育研究審議会に設置する委員会の組織及び運営に関し、次のとおり定める。

(委員会の設置)

第2条 教育研究審議会に、次の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 予算委員会
- (3) 評価委員会
- (4) 広報委員会

(委員及び審議事項)

第3条 前条に掲げる委員会の委員及び審議事項は、別表のとおりとする。

(委員の任期等)

第4条 教育研究審議会から選出された委員の任期は、当該者の委員としての任期とする。

- 2 各学部及び大学院の各研究科から選出された委員の任期は、1年とする。
- 3 委員は、再任することができる。
- 4 委員に欠員が生じたときは、その都度補充するものとし、補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 各委員会に委員長を置く。

- 2 各委員会の委員長は、学長が指名する学部選出の教育研究審議会委員とする。

(委員会の運営)

第6条 各委員会は、その運営に際し必要と認めるときは、委員以外の本学の教職員を委員として加え、又は出席させることができる。

- 2 各委員会内に専門的な審議・検討をする組織・機構を設けることができる。
- 3 前項の組織・機構の運営については、第1項の規定を準用する。
- 4 各委員会は、それぞれ所管する事項について、他の委員会の意見を徴することができる。
- 5 各委員会は、審議・検討のため必要があるときは、他の委員会と協議して合同で委員会を開くことができる。
- 6 その他各委員会の運営に関し必要な事項は、規程の例による。

(庶 務)

第7条 各委員会の庶務は、別表の委員会名称欄の担当課において行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月29日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

別表（第3条及び第7条関係）

委員会名称 [担当課]	委員会委員	審議事項
総務委員会 [県大総務課]	副学長（オブザーバー） 学部選出の教育研究審議会委員 5名 各学部選出者 5名 事務部門長 守山キャンパス長 ※大学院研究科の代表は、学部選出者が兼ねる	1 大学運営の円滑化に関すること 2 大学教員任期制度の在り方に関すること 3 教員人事の根本基準に関すること 4 教員サービスの根本基準に関すること 5 教員懲戒の根本基準に関すること 6 学則、全学規程等の制定改廃に関すること 7 本学の校史編纂に関すること 8 その他本学の管理運営に関する根幹事項
予算委員会 [経営財務部門 経営企画課]	学長（オブザーバー） 入試・学生支援センター長 教育支援センター長 教養教育センター長 学術研究情報センター長 地域連携センター長 看護実践センター長 学部選出の教育研究審議会委員 5名 各学部選出者 5名 事務部門長 守山キャンパス長 ※大学院研究科の代表は、学部選出者が兼ねる	1 予算要求に関すること 2 全学共通経費等に関すること 3 全学的に調整すべき予算事項に関すること 4 その他予算に関すること 5 本学の施設の管理運営に関すること
評価委員会 [総務部門人事課]	副学長（オブザーバー） 学部選出の教育研究審議会委員 5名 各学部選出者 5名 事務部門長 守山キャンパス長 ※大学院研究科の代表は、学部選出者が兼ねる	1 本学の大学評価に関すること 2 本学の自己点検・自己評価に関すること 3 教員の評価等に関すること 4 その他評価に関すること
広報委員会 [戦略企画・広報室]	副学長（オブザーバー） 学部選出の教育研究審議会委員 1名 各学部選出者 5名 入試広報室長 事務部門長 守山キャンパス長 戦略企画・広報室 1名 戦略企画・広報室 1名 (オブザーバー) 総務部門総務課長 (オブザーバー) ※大学院研究科の代表は、学部選出者が兼ねる	1 本学の広報の基本方針に関すること 2 本学のホームページ作成の基本方針に関すること 3 大学案内の作成に関すること 4 学内広報誌の作成に関すること 5 大学紹介ビデオに関すること 6 その他広報に関すること